

令和7年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果（要約版）

1 法務省における重点的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実（実施主体：本省、地方支分部局等）

計画の内容	
<取組内容> 一者応札や不落・不調となっている案件について、個別に要因を分析した上、分析結果に応じて仕様の見直し及び明確化などを行うことにより、一者応札の解消を図る。	<目標> 一者応札の契約割合、不落・不調による随意契約割合について、対前年度以下又は一者応札、不落・不調の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。
▼	
取組の効果	
<定量的な効果>	
<ul style="list-style-type: none"> 競争入札全体に占める一者応札契約割合は、19.9%（前年度18.4%）。一者応札解消件数は、118件（前年度166件） 競争入札のうち、不落・不調による随意契約の件数は、39件（前年度52件）。不落・不調による随意契約解消件数は、20件 不落・不調による随意契約が解消された案件のうち、費用比較が可能な13件で、合計11,542千円（削減率4.4%）の調達費用を削減 	

(2) 地方支分部局等における取組の推進（実施主体：地方支分部局等）

計画の内容	
<取組内容> 地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について共同調達・一括調達を実施するほか、より効果的な共同調達・一括調達の検討・推進等に取り組む。	<目標> 共同調達・一括調達の実施又は仕様及び調達単位の見直しにより、調達コストの削減を図る。
▼	
取組の効果	
<定量的な効果>	
<ul style="list-style-type: none"> 物品役務等の調達のうち、904件の共同調達等を実施。そのうち、調達コスト等の改善を目的とした仕様の見直しについて195件、調達単位の見直しについて36件実施 	

2 府省庁の共通的な取組

調達事務のデジタル化の推進（実施主体：本省、地方支分部局等）

計画の内容	
<取組内容> 競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、見積書等について、押印不要とした上での電子メール等による徴取や電子調達システムを活用した入札・契約手続を実施するなど取組により、調達事務の効率化や事業者の負担軽減を目指す。	<目標> 電子調達システムを利用した電子入札率及び電子契約率を対前年度以上として、入札・契約手続のデジタル化の推進を図るとともに、一連の調達手続を電子調達システムや電子メール等で実施することに努め、調達事務の効率化や事業者の負担軽減等を図る。
▼	
取組の効果	
<定量的な効果>	
<ul style="list-style-type: none"> 電子入札可能率が82.0%（前年度75.6%）、電子入札率が66.3%（前年度62.7%）に、電子契約率が37.6%（前年度26.9%）に向上 見積書等について、押印不要とした上で電子メール等により徴取している組織の割合は、見積書が100%（前年度94.9%）、請求書が98.0%（前年度89.2%）、請書が89.8%（前年度72.9%）に向上 	

3 その他の取組（一部）

少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施（実施主体：本省、地方支分部局等）

計画の内容	
<取組内容> 少額随意契約可能案件について、事務負担等を考慮の上、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討、実施する。	
▼	
取組の効果	
<定量的な効果>	
<ul style="list-style-type: none"> 物品役務等に係る少額随意契約可能案件について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積合わせを667件実施。オープンカウンター方式による見積合わせを実施した案件のうち、費用比較が可能な147件で、合計4,100千円（削減率3.5%）の調達費用を削減 	

令和7年度の調達改善計画							令和7年度末自己評価結果（対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期				定量的	定性的					
		○	<p>【一者応札及び不落・不調の解消等】</p> <p>○入札前の取組(事前審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様の見直し及び明確化 ・ 受注案類の必要性及び競争参加資格の見直し ・ 発注単位及び発注時期の見直し ・ 国庫債務負担行為による複数年度契約の活用 ・ 履行のための準備期間及び履行期間の十分な確保 ・ 新規参入業者の調査 ・ 物価・人件費の上昇等に伴う実勢価格の動向調査及び調査結果と過去の契約価格との比較・検証 ・ 情報システムに係る調達について、デジタル統括アドバイザーの知見を活用 <p>○入札時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告期間の十分な確保 ・ 入札説明会及び質問対応の充実 ・ 事業者等への理解促進のための配布資料等の充実(システム運用・保守については、作業マニュアル等を閲覧資料化) ・ 調達の情報提供の充実 ・ 電子調達システムの活用 <p>○入札後の取組(事後審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等に対するヒアリング、予定価格の妥当性の精査・検証、一者応札及び不落・不調案件の要因分析、改善策の検討及び今後の取組への活用 ・ 一者応札及び不落・不調案件の要因分析結果の集約及び効果的な取組の情報共有 ・ 契約監視会議における継続的な一者応札案件等の重点的審査及び外部有識者の意見・助言等の情報共有 ・ 外部有識者の意見の反映状況及び一者応札の改善状況を再度契約監視会議に報告 	<p>一者応札案件の調達類型別の分析の結果、①物品役務等の同種・同様の調達案件において、ある官署では複数年度契約であるにもかかわらず、他の官署では一者応札となっている場合があること、②同一の官署において、過去に複数者応札となったものの、再び一者応札となった案件があること、③電力契約、調査研究契約、情報システム調達契約を始め、依然として一者応札の割合が高い調達類型があるほか、競争契約全体に対する一者応札案件の割合は、令和4年度は17.2%、令和5年度は19.6%であり、取組の効果は見られるものの、近年はほぼ横ばいで推移していることから引き続き、左記取組を確実に実施した上、その効果を検証・評価し、一者応札等の解消に向けた取組を的確に実施していく必要があるため。</p>	A	H 2 4		R 8 年 3 月 まで	A	H 2 4	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の調達において一者応札や不落・不調となった案件の調達に当たり、個別にその要因分析などを行った上、競争参加資格の弾力的な運用、仕様の見直し、新規参入業者の調査、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、事業者等に対するヒアリング等の取組を実施した。 ・ 電子調達システムを利用した入札においては、入札説明書をダウンロードした事業者へ幅広く声掛けを行うなど、電子調達システムの機能を活用した取組を実施した。 ・ 一者応札案件のうち、特に予定価格1,000万円以上の案件については、各庁において統一の様式に基づく個別の要因分析を実施しているところ、本省において集約した当該分析結果を複数年度にわたって集計し、一者応札が発生する要因や傾向の把握、対応策についてマクロ的に分析した資料を作成し、省内で情報共有を実施した。 ・ 契約監視会議において、一者応札案件を重点的審査案件として扱い、過去に審査した案件のフォローアップと併せて、外部有識者からの意見等を踏まえた事後審査を実施した。 	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札、不落・不調の発生状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争入札3,879件(前年度5,176件(※3))のうち、771件(前年度954件)が一者応札となり、競争入札全体に占める一者応札の契約割合は、19.9%となった(前年度18.4%)。 (参考：令和6年度における法務省を除く政府全体の競争入札全体に占める一者応札の契約割合35.9%(※4)) ○ 一者応札、不落・不調の解消状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回調達時に一者応札となった案件と同種の118件の調達について、公告期間の十分な確保を行うなどしたことで複数者応札となった(前年度166件)。 ・ 前回調達時に不落・不調となった結果、随意契約(※6)を締結した案件と同種の20件の調達について、仕様の見直し・明確化を行うなどしたことで不落・不調が解消された。 ○ 調達コストの削減効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不落・不調による随意契約が解消された案件のうち、費用比較が可能な13件で、合計11,542千円(削減率4.4%(※7))の調達費用を削減した。 	R 7 年度	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>これまでの取組において、一者応札及び不落・不調が、物価上昇や受注者側の人手不足等の外的要因によるものが多くを占めると分析されており、今後もこの傾向が継続するとみられることから、より正確に物価上昇、賃金上昇の動向を捉え、調達手続を実施していく必要がある。</p> <p>また、公告期間、履行期間の十分な確保や競争参加資格、仕様の見直しといった、入札手続における基本的な取組について、全官署・全案件において着実に実施されるよう周知を継続していく必要がある。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>一者応札の発生抑制及び不落・不調の解消のため、一者応札及び不落・不調の個別的要因について分析を継続し、分析結果に応じた適切な取組を行う。</p>			
		○	<p>【共同調達・一括調達の有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同庁舎単位、近隣官署単位、地方ブロック単位での共同調達・一括調達の実施 ・ 共同調達・一括調達実施品目数の拡大 ・ 仕様の検討 ・ 調達コストの削減や応札者数の確保等を考慮した適正な調達単位の検討 ・ 他組織・他府省庁との共同調達の実施 ・ 本省のほか地方支分部局等が実施した共同調達・一括調達に関するベストプラクティスの共有・展開等 	<p>調達単位の適正性や費用対効果の確保に留意しつつ、実施品目数や組織の拡大、共同調達・一括調達の効果を高めるための仕様の検討に取り組む必要があるため。</p>	A	H 2 4	(地方支分部局等)	共同調達・一括調達の実施又は仕様及び調達単位の見直しにより、調達コストの削減を図る。	R 8 年 3 月 まで	A	H 2 4	<p>(地方支分部局等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用的な物品役務等の調達について、仕様や調達単位の検討の上、合同庁舎単位、近隣官署単位、地方ブロック単位での共同調達・一括調達(共同調達等)を実施するなど、調達コスト削減等に向けた取組を実施した。 	<p>(地方支分部局等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共同調達等、仕様の見直しの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品役務等の調達のうち、904件(前年度1,146件)の共同調達等を実施した。また、そのうち、調達コスト等の改善を目的とした仕様の見直し(調達品目数の変更等)について195件、調達単位の見直しについて36件実施した。 	R 7 年度	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>足元の物価高の影響により、必ずしも取組の効果と契約金額ベースの調達コストの削減が結びつかないケースも生じている。また、持続的かつ安定的な物価上昇、賃金上昇が政府目標として掲げられている(※8)とこと、官公需における労務費等の適切な価格転嫁や取引適正化も求められており、適正な範囲で分離分割発注の検討も必要とされていることにも配慮する必要がある。</p> <p>一方で、調達手続の効率化、省力化の観点における事務的な調達コストの削減については、引き続き重要であるため、より効果的な仕組みによる共同調達等の実施の検討が求められる。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>地方支分部局等における共同調達等の推進については、本取組開始以降、十分に根付いてきたことから、今後は、一者応札、不落・不調の解消といった他の取組との整合性や物価動向等を踏まえた上で、実施件数や調達規模の拡大とは別の指標を用いたより効果的な仕組みでの実施を検討していく。</p>		
		○	<p>【調達手続における書面・押印・対面の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施可能な官署において、オンライン形式による入札説明会の実施 ・ 見積書、請求書等について、押印不要とした上で電子メールによる徴取 ・ 電子調達システムを活用した入札・契約手続のデジタル化の推進 ○原則として電子調達システムの入札機能を利用して調達を実施 ○電子調達システムを利用した契約手続の実施 ・ 利用率向上のため、電子入札・電子契約ができる旨、事業者への周知等を実施 ・ 本省及び地方支分部局等における調達事務のデジタル化に関する効果的な取組の情報共有等 ・ 電子入札率、電子契約率の低い地方支分部局に対する利用促進のための働きかけ等の実施 		A+	R 4	(本省、地方支分部局等)	<p>電子調達システムを利用した電子入札率及び電子契約率を対前年度以上として、入札・契約手続のデジタル化の推進を図るとともに、見積書や請求書等の徴取、入札及び契約等の一連の調達手続を、電子調達システムや電子メール等で実施することにより、調達事務の効率化や事業者の負担軽減を図る。</p>	A+	R 4	<p>(本省、地方支分部局等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明会の開催頻度が高い本省を中心に、オンライン形式による入札説明会を実施した。 ・ 電子調達システムを利用した入札及び契約手続(少額物品調達業務(※9)含む)を実施するとともに、事業者に対して電子調達システムの利用を促す周知等を実施した。 ・ 見積書等を押印不要とした上で電子メール等による徴取を実施した。 ・ 令和6年度の調達・契約実績に基づき、デジタル化の推進に関する分析資料を作成し、詳細な阻害要因分析と課題の明確化を行うとともに、省内で情報共有を実施した。 ・ 地方支分部局等の会計課長が参画する会等において、電子調達システムの利用促進を始めとする調達事務のデジタル化の推進を議題として扱い、取組の推進を呼び掛けた。 ・ 官房会計課主催の会計職員実務講習会において、「調達事務のデジタル化」を討議形式の演習テーマに設定し、電子契約を始めとしたデジタル化の推進について議論を行い、その結果を省内で共有した。 	R 8 年 3 月 まで	A	R 4	<p>(本省、地方支分部局等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札・契約手続のデジタル化状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争入札案件3,879件のうち、3,181件(82.0%)、前年度3,910件(75.6%)の調達において電子調達システムによる入札を可能とした。 ・ 電子入札率は前年度62.7%(2,451件/3,910件)から66.3%(2,109件/3,181件)に、電子契約率は前年度26.9%(676件/2,512件)から37.6%(821件/2,183件)に向上した。 ○ 見積書等徴取の押印省略・デジタル化状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書について、押印不要とした上で電子メール等の電磁的記録による徴取を実施している組織の割合は、前年度94.9%であったところ、100%となり、全組織で実施するに至った。また、請求書及び請書についての同割合についても、請求書が98.0%(前年度89.2%)、請書が89.8%(前年度72.9%)に向上した。 	R 7 年度	<p>(本省、地方支分部局等)</p> <p>電子入札及び電子契約の推進に当たって、他律的な要素が強い課題として、引き続き事業者側の協力を求めていく必要がある。また、自律的な課題として、調達事務担当者の経験不足等のため、「電子調達システムの利用により生じた事務手続の負担が増加するおそれがある」といった懸念が取組の阻害要因の一つになっていることから、同システムの利用による調達事務の効率化・事業者の負担軽減といった効果発現のプロセスを改めて明確にするとともに、事務担当者、組織及び事業者といったそれぞれの主体におけるメリットを再検討・再定義することでデジタル化の推進におけるインセンティブを具体的に提示していく必要がある。</p>	<p>(本省、地方支分部局等)</p> <p>阻害要因について、官側が自律的に改善すべき要因と、競争参加者や契約相手方等の民間の協力が必要となる他律的な要因とに切り分けた上で、各要因の解消に向けた取組を行うことで、調達事務のデジタル化の更なる推進を図る。</p>

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
 電子入札率=(電子応札案件数/電子入札案件数)
 電子入札案件数=入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)
 電子契約率=開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
 電子契約率=(電子契約案件数/電子入札案件数+電子入札による電子契約数)
 電子契約案件数=契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で徴取した案件数
 電子入札による電子契約数=電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度
 ・A+：効果的な取組 ・A：発展的な取組 ・B：標準的な取組

※2 進捗度
 ・A：(定量的な目標)目標進捗率90%以上
 (定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
 ・B：(定量的な目標)目標進捗率50%以上
 (定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
 ・C：(定量的な目標)目標進捗率50%未満
 (定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

※3 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)の改正(令和7年4月1日施行)により、少額随意契約が可能となる基準額が引き上げられたため、前年度の件数・割合は、参考値である(以下、同じ)。

※4 他府省庁作成の令和7年度調達改善計画に掲載された統計値に基づき、本省において算出した率である。

※5 予算決算及び会計令第99条の2、第99条の3に基づき随意契約をいう。

※6 随意契約全般をいう。

※7 比較可能な前回契約額に対する削減額の割合

※8 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)

※9 300万円以下の少額物品について、民間事業者が出品した商品をマーケットプレイス形式で検索・発注できる仕組み(令和7年4月本稿運用開始)

その他の取組

令和7年度の調達改善計画		令和7年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
<p>○少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 少額随意契約可能案件について、事務負担等を考慮の上、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討、実施する。 	継続	<p>物品役務等に係る少額随意契約可能案件(※1)について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積合わせを667件実施した。</p> <p>また、オープンカウンター方式による見積合わせを実施した案件のうち、費用比較が可能な147件で、合計4,100千円(削減率(※2)3.5%)の調達費用を削減した。</p>	<p>物品役務等に係る少額随意契約に係る調達手続において、オープンカウンター方式による見積合わせを383件実施した結果、少額随意契約における競争性及び透明性が向上した。</p>
<p>○カード決済の活用</p> <p>「会計業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月29日付け旅費・会計等業務効率化推進会議決定)に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済を活用する。</p>	継続	<p>186官署(63.3%)において、クレジットカード決済を活用した結果、クレジットカード利用官署のうち95.7%において事務の効率化が図られた。</p>	-
<p>○内部監査の活用</p> <p>大臣官房会計課が地方支分部局等に赴いて実施する内部監査時において、調達改善に係る取組を周知するとともに、取組状況等を把握し、必要に応じて、その結果等を全庁に周知する。</p>	継続	-	<p>調達改善の取組推進のため、内部監査時において、契約事務に関する監査の重点項目として、一者応札となった案件で前回契約時も一者応札となっていたものを監査対象とするなどした。また、監査対象庁に対し、調達改善計画における取組内容や自己評価結果を改めて周知することなどによって、地方支分部局等において調達改善についての理解が深まった。</p>
<p>○新たな調達手法を採用した取組</p> <p>「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」(平成28年3月22日付けすべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するなどの取組を行う。</p>	継続	-	<p>総合評価落札方式及び企画競争方式による調達案件(自動車の購入及び賃貸に係る契約を除く。)143件のうち、139件(97.2%(前年度97.3%))の調達において、公正性及び経済性の確保等にも配慮しつつ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する取組を実施し、これによりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を推進した。</p>

※1 会計法令上、随意契約によることが認められる少額調達案件

※2 比較が可能な前回契約額に対する削減額の割合

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日)

様式3

外部有識者の氏名・役職【諏訪 雄三(共同通信社編集委員兼施設委員)】 意見聴取日【令和7年10月14日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度法務省調達改善計画上半期の自己評価結果について	○一者応札の割合が上がったものの、不落・不調となった件数が減少しているのは評価できる。この傾向を続けるため、要因を分析して調達手続の実施主体に共有してほしい。 ○少額随意契約可能案件での一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせ380件について、件数だけでなくその効果を評価すべきではないか。	○今後も一者応札及び不落・不調の解消に向けた取組を着実に推進し、その過程で実施した要因分析について、省内で情報共有を行う。 ○外部有識者からの意見を踏まえ、少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施に係る取組について、競争性や経済性等に関する費用対効果がより定量的に把握できるような指標を検討し、計画の策定や自己評価に反映させる。

外部有識者の氏名・役職【田中 草苗(弁護士)】 意見聴取日【令和7年10月14日、令和8年6月11日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度法務省調達改善計画上半期の自己評価結果について	○一者応札について改善がみられた。 ○原材料不足、人手不足などにより、単なる共同調達という手法だけでは対応できない状況になってきた。今後、事業者が入札に参加しやすい環境づくりがますます求められるのではないかと。 ○AI技術を活用して近年、法務省や他府省庁で調達された類似案件に係る事業者に関するメールアドレス等の情報を収集し、当該事業者に対して入札応募条件などを記載したメールを自動的に送信するという情報提供に関するデジタル化の取組であれば事務的負担をかけるに構築できるのではないかと。	○今後も一者応札及び不落・不調の解消に向け、事業者が入札を忌避する理由を精査し、省内で情報共有を図る。 ○外部有識者からの意見を踏まえ、他府省庁の先進的な取組や優良事例に関する情報も参考にしつつ、調達事務の効率化や経済性の確保のため、既存の一括調達・共同調達案件について、競争性への影響に留意した上で費用対効果に優れた調達となるよう、調達規模や調達範囲を含む仕様の検討・見直しを行い、共同調達等の最適化を目指す。
○令和7年度法務省調達改善計画年度末の自己評価結果について	○一者応札について改善がみられた。 ○原材料不足、人手不足などにより、単なる共同調達という手法だけでは対応できない状況になってきた。今後、事業者が入札に参加しやすい環境づくりがますます求められるのではないかと。 ○デジタル技術を利用する契約に一者応札が多い。これを解消するには、当委員会での活動では限界がある。当初から、他のメーカーも保守管理ができるように、簡易なシステム企画・設計・開発に取り組み必要がある。その前提として、現行の事務手続きを棚卸をし、不要な手続きを無くすとともに、多少不便を感じても、簡易システムにあわせるよう現行の事務手続きを改善する必要がある。 ○Sterとの契約交渉も改善していく必要がある。それができるようにするには、IT人材を法務省で雇うということも必要であろう。 ○このままでは、一者応札の解消が進まないだけでなく、IT技術のコストが増加して、他の法務省施策に予算が十分行き届かなくなってしまうことに繋がるのではないかと。	○今後も一者応札及び不落・不調の解消に向け、事業者が入札を忌避する理由を精査し、省内で情報共有を図る。 ○外部有識者からの意見を踏まえ、他府省庁の先進的な取組や優良事例に関する情報も参考にしつつ、調達事務の効率化や経済性の確保のため、既存の一括調達・共同調達案件について、競争性への影響に留意した上で費用対効果に優れた調達となるよう、調達規模や調達範囲を含む仕様の検討・見直しを行い、共同調達等の最適化を目指す。 ○一者応札が多い情報システムに係る調達について、システムの企画・設計段階から、現行の事務手続きの見直しを含め、新規事業者が参入することができる仕様内容を検討すること等を通じて、ベンダーロックインの解消・防止を図る。 また、情報システムに係る調達の各段階において、デジタル統括アドバイザー等の知見を活用する。

外部有識者の氏名・役職【柳川 重規(中央大学教授)】 意見聴取日【令和7年10月20日、令和8年6月15日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度法務省調達改善計画上半期の自己評価結果について	○共同調達・一括調達に関する「地方支分部局等における取組の推進」について、「具体的な取組内容」として書かれている「本案のほか地方支分部局等が実施した共同調達・一括調達に関するベストプラクティスの共有・展開等」は重要と思われるので、今後も継続していただきたい。 ○「調達事務のデジタル化の推進」について、自律的な課題として、調達事務担当者の経験不足等のため、「電子調達システムの利用によりかつて事務の負担が増加するおそれがある」といった懸念が取組の阻害要因の一つになっていることが挙げられているが、一時的に負担が増加するとしても、そのうち慣れて効率化が進むため、一時的な負担増加も想定の上、適切かつ計画的に進めていただきたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ、今後も省内においてベストプラクティス等の情報共有・展開を積極的に実施することで、調達改善計画の各取組を着実に推進する。 ○調達事務のデジタル化の取組について、各組織及び調達事務担当者において定着し、これにより事務処理の効率化が実感されることとなるよう、より効果的なアプローチの検討を不断に実施した上で継続的に取組を推進する。
○令和7年度法務省調達改善計画年度末の自己評価結果について	○一者応札及び不落・不調の個別要因についての分析が進んでいるようなので、さらに継続していただきたい。 ○共同調達・一括調達を実施していく上で、一者応札、不落・不調の解消といった他の取組との整合性や物価動向等を踏まえた上での実施を検討するとの指摘は重要と思われる。 ○調達事務のデジタル化を推進するための課題として「事務担当者、組織及び事業者」といったそれぞれの主体におけるメリットを再検討し「特定電算システムでデジタル化の推進におけるインセンティブを具体的に提示していく必要がある」との点を挙げているのは重要と思われる。	○外部有識者からの意見を踏まえ、今後も一者応札及び不落・不調の個別要因についての分析を行うとともに、調達改善計画の各取組を継続することの一者応札及び不落・不調の解消を図る。 ○共同調達等について、競争性への影響に留意した上で費用対効果に優れた調達となるよう、調達規模や調達範囲を含む仕様の検討・見直しを行い、共同調達等の最適化を目指す。 ○電子調達システムを活用した入札・契約手続による事務の効率化について事務担当者及び組織に対して情報共有を行うとともに、事業者に対しては調達事項に関する送金や郵送費を削減できるとなど、電子調達システムを利用することによるメリットを提示し、一層の利用促進を図る。

外部有識者の氏名・役職【中島 俊秀(一般社団法人共同通信社編集局G&I報道部担当部長)】 意見聴取日【令和8年6月15日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度法務省調達改善計画年度末の自己評価結果について	○継続的な物上昇に伴い一者応札契約割合は今後増える可能性もあり、一者応札の割合が高い調達類型・部署を中心に、より精緻な検証・分析をした上で解消に向けた取り組みを強化していくことが重要だと思えます。 ○官公需における価格転嫁・取引適正化が求められる中、共同調達・一括調達などの取り組みを通じて調達手続の効率化やコスト削減を着実に推進する方向性について、明確な考え方を整理し、引き続き理解を得ていくことが必要かと思えます。 ○デジタル化については、電子契約を中心に本省と地方支分部局の取り組みの差異にも十分留意し、特に官需の阻害要因解消に向けた取り組みを継続していただきたいと思えます。	○外部有識者からの意見を踏まえ、一者応札の割合が高い調達類型等を中心に、一者応札となった要因の検証・分析を行うとともに、仕様の見直しや履行期間の十分な確保など、一者応札の解消に向けた取組を推進する。 ○共同調達等について、競争性への影響に留意した上で費用対効果に優れた調達となるよう、調達規模や調達範囲を含む仕様の検討・見直しを行い、共同調達等の最適化を目指す。 ○調達事務のデジタル化の推進について、電子契約率が比較的低調な地方支分部局を中心として、職員の知識の涵養・意欲の向上のほか、調達改善計画の各取組を継続する。